

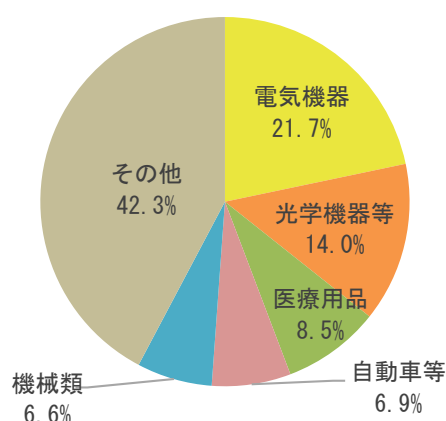
事後調査トピックス

納付不足税額の多い品目及び申告漏れ等が発生した要因の割合

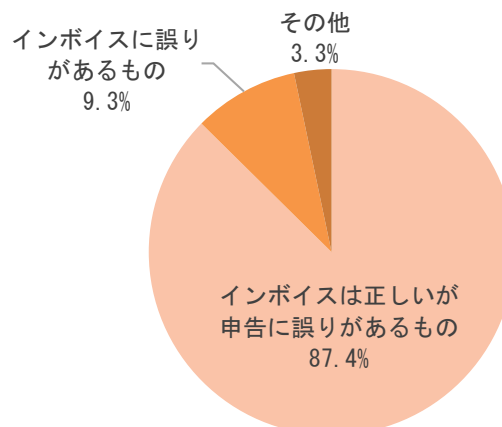
納付税額の不足が多かった品目は、電気機器、光学機器等、医療用品、自動車等、機械類であり、これら5品目で、納付不足税額の総額の約6割を占めています。

また、申告漏れ等が発生した要因をしてみると、インボイスは正しいが申告に誤りがあるものが約9割を占めています。

【品目別納付不足税額の割合】



【申告漏れ等が発生した要因】



隠蔽・仮装による輸入申告（重加算税賦課事案）

重加算税が課される「隠蔽・仮装」の事例として多く見られる事例は、本来申告すべき価格よりも低い価格が記載されたインボイスや輸入者自らが低い価格に改ざんしたインボイスに基づき輸入申告しているものですが、事例2のように、輸入者が、関税が課される輸入貨物であることを知りつつも、不正に税を免れるため、輸出者と通謀し偽った製造工程書を作成させることにより、関税が課されない輸入貨物として輸入申告していたという事例もあります。

〔事例2〕



インボイス価格とは別に支払った費用の申告漏れ

インボイスは正しいが申告に誤りがあるものとして、事例3のように、インボイス価格とは別に輸入貨物に係るロイヤルティを支払っている場合のほか、輸入貨物に係る金型代や開発費を別に支払っている場合など、輸入取引に関してインボイス価格とは別に支払った費用を課税価格に含めずに申告していたことにより、申告漏れとなっている事例が多く発生しています。

〔事例3〕

